

様式第1-2（日本工業規格A列4番）

鯖交第34号
令和4年3月4日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 鯖江市地域公共交通活性化協議会

住 所 福井県鯖江市西山町13-1

代表者氏名 会長 佐々木 勝久

生活交通確保維持改善計画変更認定申請書

令和3年9月24日付け国総地第34号で国土交通大臣より認定された生活交通確保維持改善計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和4年4月1日

○ 変更箇所

- ・ 当市コミュニティバス「つつじバス」の路線およびダイヤ式（令和4年4月ダイヤ改正）
- ・ 令和4年度フィーダー補助対象路線の変更および運行回数の変更
- ・ 生活交通確保維持改善計画の追記および一部修正

○ 変更理由

令和4年4月に当市コミュニティバス「つつじバス」のダイヤ改正を実施するにあたり、路線についても大幅な変更が発生する。現在、令和3年10月～令和4年9月の対象期間において現状のダイヤで申請を行っている。上記対象期間のうち、令和4年4月～令和4年9月の期間については令和4年4月ダイヤ改正に基づいた新ダイヤで運行を行うことから変更申請が必要となる。

※本申請書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和4年3月4日

（名称）鯖江市公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称	
鯖江市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>鯖江市は、福井市・越前市・越前町へ通じるJR北陸線、福井鉄道福武線、福鉄バス鯖浦線を幹線交通として、JR鯖江駅・福井鉄道神明駅でこれらに結節するコミュニティバス「つつじバス」を平成13年より運行し、特に車を運転できない高齢者等には生活に必要な交通機関として運行を行ってきた。</p> <p>しかしながら、令和5年度末に予定されている北陸新幹線敦賀開業に向けて、幹線交通網の変化に対応するとともに、市民をはじめ、観光、ビジネス等で本市を訪れる人々への移動環境を整備するため、つつじバスを中心とする二次交通網の再編が必要不可欠となっている。</p> <p>そこで、平成29年4月から広域路線バスである福鉄バス鯖浦線などの市内延伸を実施するとともに、つつじバスの再編を行い広域路線にフィーダーとして結節することで、これまでの高齢者を中心とした通院、買い物需要への対応に加え、通勤通学、産業観光施設等への広域的な移動の利便性向上を図る。</p> <p>再編後は、JR鯖江駅、北鯖江駅、福武線西鯖江駅、神明駅の4駅を主要乗継拠点と位置付け、これらと各地区に設定する地区乗継拠点間の連絡や通学時間帯の運行を実現する「幹線」、中央線の機能を拡張する「循環線」、さらには各地区をきめ細かく巡回する「支線」に区分し、コンパクトシティプラスネットワークの考え方に基づく、まちづくりと一体となったネットワークを構成し、市民および本市を訪れる人々の様々なニーズに対応する公共交通環境を提供する。</p> <p>令和3年12月に策定した鯖江市地域公共交通計画、令和4年2月に認定された鯖江市地域公共交通利便増進実施計画を基にし、令和4年4月よりつつじバスの路線の再編、ダイヤ改正を行う。循環線についてはパターンダイヤの導入、各支線については路線の再編を行うことで循環線とのスムーズな乗り継ぎ強化、また土日祝運行便の増便を行うことで、利用者利便性の向上を図り、市民をはじめ本市への来訪者が、日常生活や観光、ビジネスにおいて、公共交通を利用することで必要な移動を行うことができる交通環境の実現を目指す。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
令和4年度	つつじバス年間利用者数 149,200 人
令和5年度	つつじバス年間利用者数 154,400 人
令和6年度	つつじバス年間利用者数 159,600 人
令和7年度	つつじバス年間利用者数 164,800 人
令和8年度	つつじバス年間利用者数 170,000 人

(2) 事業の効果

- ・「幹線 昼間便」および「幹線 通学便」の整備による路線数の増加、運行時間帯の増加
- ・「幹線 昼間便」の整備による市内東西間移動における速達性向上
- ・大型商業施設内への乗り入れ、新規商業施設、産業観光施設への経由など、ニーズの高い施設への経由による利便性の向上
- ・ルート変更および新規バス停追加による人口カバー率向上
- ・市内 10 地区の地区拠点へのバス停設置による利便性向上、活性化にもつながる。
- ・循環線パターンダイヤ化および各支線との乗継ぎをスムーズにすることによる利用者利便性の向上
- ・土日祝運行便の増便を行うことによる利用者利便性の向上

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 学生用回数券の発行（鯖江市）
「幹線 通学便」の整備に伴い、学生の利用利便性確保のため、従来の 11 枚綴り 1,000 円の回数券に加えて、新たに 15 枚綴り 1,000 円の学生用回数券を発行する。
- ・ マイダイヤの作成（鯖江市）
幹線-支線の乗継利用促進のため、利用者の問い合わせに応じて、目的地までの乗継例等を記したマイダイヤを作成する。
- ・ 定期券の発行（鯖江市）
利用利便性確保のため、90 日定期券 4,000 円、180 日定期券 8,000 円を発行する。
- ・ 出前講座の実施（鯖江市）
各地区の高齢者サロンに出向き、乗り継ぎ方や時刻表の読み方を教える講座を実施する。
- ・ SNS を利用した運行状況等の発信を新たに実施する。
- ・ キャッシュレス決済の導入を利用者数や利用者層を勘案しながら検討を進める。
- ・ 観光施設等との連携によるつつじバス乗車券の交付を検討する。
- ・ フリー乗降制について、一部区間において導入が出来ないかの検討を進める。
- ・ バス停表示看板のデザイン更新によるコミュニティバスのイメージアップを行う。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

鯖江市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

つつじ株式会社
越前観光株式会社 鯖江本部
鯖江交通株式会社
鯖江高速観光株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補

助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

※該当なし

（2）事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成27年度

年 月 日	主な協議事項等
平成27年4月3日(金)	副会長の互選、座長、幹事の指名、協議会事業計画、予算等
平成27年5月21日(木)	平成27年度補正予算 調査業務委託プロポーザル
平成27年7月17日(金)	網形成計画の構成、市民意向の把握
平成27年10月5日(月)	アンケート調査結果を踏まえた問題・課題の整理
平成27年11月12日(木)	網形成計画の基本方針、計画目標
平成27年12月17日(木)	網形成計画案全般
平成28年2月18日(木)	網形成計画案全般
平成28年3月25日(金)	網形成計画案全般

平成28年度

年 月 日	主な協議事項等
平成28年8月5日(金)	福鉄バス 鯖浦線、南越線の市内延伸
平成28年10月24日(月)	つつじバス路線・ダイヤの改正 網計画修正案
平成28年12月2日(金)	つつじバス路線・ダイヤの改正 網計画修正案
平成29年2月22日(水)	鯖浦線市内延伸ルートの一部変更
平成29年3月2日(木)	生活交通確保維持改善計画

平成29年度

年 月 日	主な協議事項等
平成29年6月21日(水)	生活交通確保維持改善計画
平成30年2月26日(月)	つつじバス路線・ダイヤの改正 網計画修正案・再編計画の変更

平成30年度

年 月 日	主な協議事項等
平成30年6月28日(木)	生活交通確保維持改善計画
平成31年2月19日(火)	つつじバス4月ダイヤ改正について つつじバス定期制度について

令和元年度

年 月 日	主な協議事項等
令和元年6月25日(火)	生活交通確保維持改善計画
令和元年10月24日(木)	自家用有償旅客運送制度導入に向けた分科会の設置
令和2年2月27日(木)	つつじバス4月ダイヤ改正について(書面協議)
令和2年3月24日(火)	令和2年度事業計画および予算について(書面協議)

令和2年度

年 月 日	主な協議事項等
令和2年6月23日(火)	生活交通確保維持改善計画(書面協議)
令和2年9月10日(木)	自家用有償旅客運送事業の実施について 福井鉄道バス鯖浦線のダイヤ改正について
令和3年2月25日(木)	自家用有償旅客運送の登録の申請について

令和3年度

年 月 日	主な協議事項等
令和3年6月23日(水)	生活交通確保維持改善計画
令和3年9月28日(火)	令和3年度鯖江市地域公共交通活性化協議会補正予算案について(書面協議)
令和3年11月26日(金)	鯖江市地域公共交通計画改訂案について 令和4年4月つつじバスダイヤ改正案について
令和3年12月24日(金)	鯖江市地域公共交通計画改訂案について 鯖江市地域公共交通利便増進実施計画案について 地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について
令和4年3月4日(金)	令和4年度予算案について 生活交通確保維持改善計画の変更申請(案)について

21. 利用者等の意見の反映状況

網形成計画および再編実施計画の策定にあたって、平成27年8月に市民アンケート、平成28年1月にパブリックコメント、平成28年7月に乗降調査、車内アンケートを実施した。

再編実施後に利用者から寄せられた苦情・要望や、平成29年7月に実施した車内アンケートを検討し、再編実施計画の一部変更とダイヤ変更を行う。

令和元年4月から9月にかけて、高年大学受講生や各町内でのサロン、つつじバス車内にて、アンケートを実施した結果と利用者から寄せられた苦情・要望を精査し、ダイヤの変更を行った。

令和2年4月からは出前講座の実施を始め、各地区の高齢者サロンに出向き、各地区の要望をまとめており、利用者の意見およびこれまでの利用の実績を参考にしたダイヤ改正の準備を現在行っているところである。

地域公共交通計画および利便増進実施計画の策定にあたり、令和3年10月に市民アンケート、令和3年12月にパブリックコメントを実施した。また、令和4年4月のダイヤ改正に向けて、利用者から寄せられた苦情・要望、これまでにとったアンケートの内容について再検討を行った。その中でも多く意見のあった市内中心地を巡回する循環線と各地区支線の乗継ぎが悪いこと、また土日祝日運行便が少ないことについて、前者については循環線をパターンダイヤ化し各支線との乗継時間の調整の実施により対応、後者についても各支線の土日祝運行便を増便することで対応を行った。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福井県地域戦略部交通まちづくり課
関係市区町村	鯖江市総務部総合交通課、都市整備部土木課、産業環境部商工観光課、都市整備部都市計画課
交通事業者・交通施設管理者等	鯖江高速観光株式会社、鯖江交通株式会社、越前観光株式会社鯖江本部、つつじ株式会社、鯖江地区ハイヤータクシー業会、福井鉄道株式会社、公益社団法人福井県バス協会、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、福井県交通運輸産業労働組合協議会、鯖江警察署、福井県丹南土木事務所鯖江丹生土木部管理用地課
地方運輸局	中部運輸局福井運輸支局
その他協議会が必要と認める者	福井大学教授、鯖江市区長会連合会、鯖江市老人クラブ連合会、鯖江市連合女性会、福井工業高等専門学校、福井県立鯖江高等学校、福井県立丹南高等学校、鯖江商工会議所、一般社団法人鯖江観光協会、鯖江市交通対策協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福井県鯖江市西山町13番1号

(所 属) 鯖江市役所 総務部 総合交通課

(氏 名) 林 遼太

(電 話) 0778-53-2243

(e-mail) SC-SogoKotsu@city.sabae.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度(1/2)
R3.10~
R4.3

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
鯖江市	つつじ(株)	(1) 循環線	神明駅	JR鯖江駅	神明駅	往 10.4km 循環	177日	298回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線4,17 177+121	
	つつじ(株)	(2) 循環線	神明駅	JR鯖江駅	神明駅	往 10.8km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線9 177	
	つつじ(株)	(3) 循環線	公立丹南病院	JR鯖江駅	神明駅	往 11.3km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線14 177	
	つつじ(株)	(4) 神明線	神明駅	御幸県住	公立丹南病院	往 12.8km 循環	121日	121回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	神明線1 121	
	つつじ(株)	(5) 神明線	公立丹南病院	御幸県住	神明駅	往 12.8km 循環	177日	354回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	神明線2,3 177+177	
	つつじ(株)	(6) 神明線	公立丹南病院	御幸県住	公立丹南病院	往 13.3km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	神明線4 177	
	つつじ(株)	(7) 神明線	神明駅	御幸県住	公立丹南病院	往 12.8km 循環	121日	121回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	神明線5 121	
	つつじ(株)	(8) 片上北中山線	神明駅	高年大学	公立丹南病院	往 24.8km 循環	121日	121回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	片上線1 121	
	つつじ(株)	(9) 片上北中山線	公立丹南病院	落井口	公立丹南病院	往 24.7km 循環	177日	244回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	片上線3,4(高年なし) 177+56	
	つつじ(株)	(10) 片上北中山線	公立丹南病院	落井口	公立丹南病院	往 24.7km 循環	183日	233回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	片上線6 177	
	つつじ(株)	(11) 片上北中山線	公立丹南病院	高年大学	公立丹南病院	往 25.3km 循環	121日	121回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	片上線4(高年あり) 121	
	つつじ(株)	(12) 片上北中山線	神明駅	高年大学	神明駅	往 24.3km 循環	121日	121回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	片上線8 121	
	越前観光(株)	(13) 循環線	JR鯖江駅	神明駅	JR鯖江駅	往 10.0km 循環	121日	121回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線1 121	
	越前観光(株)	(14) 循環線	福陽会館	神明駅	福陽会館	往 10.4km 循環	121日	121回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線18 121	
	越前観光(株)	(15) 循環線	JR鯖江駅	神明駅	JR鯖江駅	往 10.4km 循環	177日	354回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線7,10 177+177	
	越前観光(株)	(16) 循環線	JR鯖江駅	神明駅	JR鯖江駅	往 10.4km 循環	177日	298回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線11,15 177+121	
	越前観光(株)	(17) 循環線	JR鯖江駅	神明駅	JR鯖江駅	往 10.8km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線5 177	
	越前観光(株)	(18) 幹線	JR鯖江駅	ラポーニセカワ	JR鯖江駅	往 52.5km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	幹線2 177	
	鯖江交通(株)	(19) 循環線	神明苑	JR鯖江駅	神明苑	往 10.3km 循環	121日	121回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線2 121	
	鯖江交通(株)	(20) 循環線	神明駅	JR鯖江駅	神明苑	往 11.1km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線12 177	
	鯖江交通(株)	(21) 循環線	神明苑	JR鯖江駅	神明苑	往 10.7km 循環	121日	121回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線16 121	
	鯖江交通(株)	(22) 循環線	神明苑	JR鯖江駅	神明苑	往 10.8km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線6 177	
	鯖江高速観光(株)	(23) 循環線	JR鯖江駅	福陽会館	神明苑	往 5.7km 循環	121日	60.5回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線3 121	
	鯖江高速観光(株)	(24) 循環線	神明駅	JR鯖江駅	神明苑	往 10.4km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線8 177	
	鯖江高速観光(株)	(25) 循環線	JR鯖江駅	神明駅	JR鯖江駅	往 10.4km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線13 177	
	鯖江高速観光(株)	(26) 循環線	JR鯖江駅	神明駅	JR鯖江駅	往 10.8km 循環	121日	121回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	循環線19 121	
	鯖江高速観光(株)	(27) 幹線	神明駅	ラポーニセカワ	神明苑	往 52.5km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	幹線1 177	
	鯖江高速観光(株)	(28) 幹線	JR鯖江駅	ラポーニセカワ	JR鯖江駅	往 52.5km 循環	177日	177回	○	路線定期	①	福越バス鯖浦線 神明駅 栗屋	幹線3 177	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度(2/2)
R4.4~R4.9

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行系統の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鯖江市	つつじ株	(1) 循環線	JR鯖江駅	公立丹南病院先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.8km 循環	183日	366回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線13.15 183+183
	つつじ株	(2) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.5km 循環	183日	795回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線2,6.8,10,20 123+183+183+183+12
	つつじ株	(3) 循環線	JR鯖江駅	公立丹南病院	神明駅	往 6.0km	183日	91.5回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線5 183
	つつじ株	(4) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江	神明駅	往 5.5km	183日	91.5回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線4 183
	つつじ株	(5) 循環線	神明駅	公立丹南病院	JR鯖江駅	往 6.0km	123日	61.5回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線19 123
	つつじ株	(6) 神明線	〇〇〇〇〇〇	御幸県住	神明駅	14.8km 循環	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	神明線4 183
	つつじ株	(7) 片上中河線	神明駅	片上公民館	〇〇〇〇〇〇	21.2km 循環	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	片上中河線2 183
	つつじ株	(8) 片上中河線	〇〇〇〇〇〇	片上公民館	神明駅	21.2km 循環	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	片上中河線3 183
	つつじ株	(9) 片上中河線	神明駅	片上公民館	神明駅	20.6km 循環	183日	366回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	片上中河線4,5 183+183
	越前観光株	(10) 循環線	JR鯖江駅	公立丹南病院先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.8km 循環	183日	672回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線1,3,11,17 123+183+183+183
	越前観光株	(11) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.5km 循環	183日	366回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線12,18 183+183
	越前観光株	(12) 循環線	神明駅	アル・ブラザ鯖江	JR鯖江駅	往 5.8km	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線5,9 183+183
	越前観光株	(13) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江	神明駅	往 5.5km	183日	91.5回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線14 183
	鯖江交通株	(14) 吉川線	丹南橋駅	吉川公民館	神明駅	往 14.3km	123日	61.5回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	吉川線1 123
	鯖江交通株	(15) 吉川線	神明駅	吉川公民館	神明駅	17.8km 循環	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	吉川線2 183
	鯖江交通株	(16) 吉川線	神明駅	吉川公民館	神明駅	17.4km 循環	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	吉川線3 183
	鯖江交通株	(17) 吉川線	神明駅	吉川公民館	神明駅	17.8km 循環	183日	549回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	吉川線4,5,6 183+183+183
	鯖江高速観光株	(18) 循環線	JR鯖江駅	公立丹南病院先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.8km 循環	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線7 183
	鯖江高速観光株	(19) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.5km 循環	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線16 183
	鯖江高速観光株	(20) 循環線	神明駅	公立丹南病院	JR鯖江駅	往 6.0km	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線4,14 183+183
	鯖江高速観光株	(21) 循環線	JR鯖江駅	公立丹南病院	神明駅	往 6.0km	183日	91.5回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線9 183
	鯖江高速観光株	(22) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江	神明駅	往 5.5km	183日	91.5回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	循環線19 183
	鯖江高速観光株	(23) 神明線	神明駅	御幸県住	神明駅	14.2km 循環	123日	123回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	神明線1 123
	鯖江高速観光株	(24) 神明線	〇〇〇〇〇〇	御幸県住	神明駅	14.8km 循環	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	神明線2 183
	鯖江高速観光株	(25) 神明線	神明駅	御幸県住	神明駅	14.2km 循環	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	神明線3 183
	鯖江高速観光株	(26) 神明線	神明駅	御幸県住	〇〇〇〇〇〇	14.8km 循環	183日	183回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	神明線5 183
	鯖江高速観光株	(27) 片上中河線	神明駅	片上公民館	〇〇〇〇〇〇	21.2km 循環	123日	123回	○	路線定期	①	福越バス鯖江線 神明駅 乗継	片上中河線1 123

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行系統の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鯖江市
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	41,416
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
鯖江市地域公共交通計画	令和3年12月24日	-
鯖江市地域公共交通利便増進実施計画	令和4年2月25日	令和4年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)